

秋田市通所型介護予防事業受託事業者の選定における選定基準

次に掲げる基準に基づき、通所型介護予防事業を効果的に実施することができる事業者を選定する。

| 評価項目 | | 評価基準 | |
|--------|------------------------------|--|--------------------------|
| 事業計画 | 1 事業に対する基本的な考え方 | 事業に対する基本的な考え方が明文化されている。 | |
| | 2 各プログラムの実施内容と効果 | <p>短期間で効果的な状態改善を目指す介護予防プログラムの工夫点が明確化されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身機能の改善だけでなく、利用者が「したい」「できるようになりたい」という生活目標の達成に向け、介護予防に意欲的に取り組めるようなプログラムであること 個別指導の内容 | |
| | 3 実施効果継続に向けた工夫 | <p>事業終了後もセルフケアに継続的に取り組めるような工夫点が明確化されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラムの中に、自宅でもできるセルフケアの内容が含まれていること 事業終了後も、社会参加に資する取組（趣味ボランティア活動、地域の通いの場、一般介護予防事業、通所型サービスB等）へつなげるよう配慮すること 事業終了後にフォローアップの指導内容（実施予定の場合のみ記載） | |
| | 4 実施条件 | (1) 日程・時間 | 対象者の利用しやすい日程・時間が設定されている。 |
| | | (2) 実施場所 | 実施場所が指定されている。 |
| | 5 職員配置 | 各プログラムの基準に示す職員配置ができる。 | |
| 6 安全管理 | 安全管理マニュアルあるいは安全管理体制が整備されている。 | | |